

1. 令和3年（2021年）9月21日 午前10時  
豊中市教育委員会会議を豊中市役所（第二庁舎 大会議室）に招集する。

2. 本日の出席委員等

教 育 長	岩 元	義 継
教育長職務代理者	山 野	佳世子
委 員	橋 本	和 明
委 員	森	由 香
委 員	赤 尾	勝 己
委 員	松 本	裕 美

3. 本日の議事日程

第 1	議事録署名委員の指名について
第 2	前回議事録の承認について
第 3	教育長等の報告について
第 4（報告第18号）	専決処分の報告について
第 5（報告第19号）	専決処分の報告について
第 6（報告第20号）	専決処分の報告について
第 7（議案第38号）	一般職の任期付職員の採用に関する規則第2条第1 項等の規定に基づく市長への協議の申し入れについ て

4. 本日の出席事務局職員

事務局 長	小野 雄 慈
教育 監	道上 博 行
理事	中尾 栄 一
参事兼豊中市教育センター所長	堤 昌 子
教育総務課 長	森 田 宏 人
教育総務課 長 補 佐	松 村 有
学校施設管理課 長	蓮 池 勝
読書振興課 長	須 藤 有 美
学校給食課 長	江 川 勉
教職員課 長	森 山 幸 雄
教職員課 主 幹	湯 浅 安 由 里
豊中市教育センター所長	森 真 理 子
学校教育課 長	田 中 克 嘉
螢池公民館 長	守 屋 浩 一

5. 本日の書記

教育総務課総務係 長	具 志 堅 興 紀
教育総務課 主 事	藤 田 将 輝

— 議 事 —

岩元教育長

ただいまから教育委員会会議を開催します。

まず、本日の教育委員会会議の進行について教育委員の皆様にお諮りします。新型コロナウイルスの感染予防による会議時間の短縮を図るため、本日の会議の進行については、議事日程の朗読や議案等の朗読は省略したいと思いますがお異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

岩元教育長

それでは本日の会議の進行は、議事日程の朗読や議案等の朗読は省略させていただきます。本日の会議の成立要件をご報告ください。

具志堅書記

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により、教育長及び在任委員の過半数が出席されていますので、本日の会議は有効に成立していることを報告いたします。

岩元教育長

本日の議事日程につきましては議案書の1頁に記載のとおりです。

松本委員

動議を提出いたします。

日程第5及び日程第7の2案件につきましては、プライバシー保護と人事行政の公正かつ適切な執行の確保に関する案件であることから秘密会で審議することの動議を提出いたします。

また、このことに伴いまして、議事運営を効率的に行うため、全7案件の議事の順序を、日程第1から日程4まで、日程第6、日程第7、日程第5の順序で行うよう議事順序の変更動議を提出いたします。

岩元教育長

ただいま、日程第5及び日程第7の案件について秘密会で審議すること、また、議事運営を効率的に行うため、全7案件の議事の順序についての変更動議が提出されましたが、これについてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

岩元教育長

ご異議がないので、日程第5及び日程第7の案件について秘密会で審議すること、また、議事運営を効率的に行うため、変更動議のとおり議事順序を変更することを決定いたします。

日程第1・「議事録署名委員の指名」につきまして、今回は赤尾委員と松本委員にお願いいたします。

日程第2・「前回議事録の承認」につきましては、既に会議録を委員の皆様配布しており、署名委員のご署名を頂いておりますので、原案のとおり承認することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

岩元教育長

ご異議がございませんので、前回議事録の承認につきましては原案のとおり承認することにいたします。

続きまして日程第3・「教育長等の報告について」を議題といたします。事務局より報告させます。

小野事務局長

私から2点、報告いたします。

まずは新型コロナウイルス感染症についてです。

大阪府を対象地域とした緊急事態宣言が、9月30日まで延長されました。

9月9日に開催された、大阪府の本部会議では、教育に関わることとして、「通常形態の授業を継続することをはじめ、毎日の健康観察や基本的な感染症対策を徹底し、感染リスクの高い活動は実施しない。」「感染拡大に不安を感じて登校しない児童生徒には、オンライン等を活用し、十分な学習支援を行うこと。」「修学

旅行等、泊や府県の移動を伴う行事については原則延期とし、延期が困難な場合は、感染対策を徹底したうえで一定の条件を満たしている場合のみに実施する。」「文化祭・体育祭は飲食物の提供や騎馬戦など感染リスクの高い活動は実施しない。」「部活動については原則休止。ただし、公式大会への出場等の場合は、感染対策を徹底したうえで活動時間を短縮して実施すること。」が示されており、本市においても同様の措置を行うこととしています。

9月16日現在、本市の累計感染者数は7,214人で、学校関係者の状況は、先月の教育委員会会議以降、9月17日時点で、のべ、小学校38校、中学校16校で合計249人の陽性者が確認され、小学校1校1クラス、中学校3校7クラスにおいて学級休業を行い、当該学級及び感染生徒の所属クラブにおいてクラスター対策のPCR検査を実施しております。

また、去る9月9日に開催されました校長会議において、学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応基準について示し、学校関係者の陽性者が確認された場合の流れや、学校休業等の考え方、休業日数の目安について、説明するとともに、同日、市のHPにも掲載致しました。

学校関係者の陽性者が確認された場合の流れにつきましては、「これまで同様に、教育委員会と学校が連携して学校における行動確認を行い、濃厚接触者の候補者リスト等を作成し、保健所に提出する。」「当該リストをもとに保健所がPCR検査対象者を確定するまでに時間を要する場合については、教育委員会において、学校からの情報をもとに、学級休業等を実施する。」「保健所がPCR検査対象者を確定した時点で、当該検査対象者の範囲に応じて学級休業等を実施する。」「当該PCR検査の結果確定後、① 陽性者が確認されなかった場合は、原則として学級等は再開する。② 陽性者が確認された場合は、保健所による新たな濃厚接触者の特定などを踏まえ、学級休業等を実施すること。」となります。

学校休業等の考え方、休業日数の目安については、保健所と個別に協議して、学級休業等を実施し、児童生徒等や教職員に対して集団PCR検査を実施する場合は、検査に要する日数について学級休業等を実施することといたしました。

次に、豊中市中学校給食調理業務等委託における公募型プロポーザル方式による受託候補者の選定結果についてです。

令和4年度2学期より開始予定の中学校全員給食の調理業務等委託の公募型プロポーザルを行い、17中学校を3ブロックに分け、受託候補者3社を決定しました。応募は4事業者あり、「豊中市中学校給食調理事業選定委員会」で審査を行いました。選定委員会は3回行うとともに、各事業者の工場視察をはじめ中学校の

教職員・生徒も参加のもと実施した試食審査、プレゼンテーション審査を行い、3事業者を選定致しました。

岩元教育長

ただいまの報告について何かご質問、ご意見等ございますでしょうか。

森委員

コロナウイルスの感染に関して、これまでに複数の学校やクラス単位での休業があり、最長は新田小学校であったかと思えます。それらの休業期間は何日間であったのでしょうか。また、休業期間における授業はどのように対応されているのでしょうか。

田中課長

まず、休業の期間についてです。いわゆる集団PCR検査実施に係る検査キットの配布・回収・保健所への提出、この一連の流れに2, 3日を要します。今年度の新田小学校の臨時休業の場合、最終的には3週間程度臨時休業となりましたが、このケースでは全校児童を対象としたPCR検査を実施したため、同検査に要する期間も長くなりました。直近で最長となった休業期間のケースでは、クラス全員が濃厚接触者に特定された場合で14日間、これに併せてPCR検査に要する期間が休業となりました。逆に一番短いものでは5日間の休業で、金曜日が陽性者との最終接触日であったため、土曜日から水曜日まで、実質は平日3日間の休業となりました。

休業期間中の学びの保障についてですが、休業の翌々日頃からタブレット端末を用いて、まずは健康観察などから始め、併せて、いわゆるオンライン授業の実施、内部向けホームページに掲載の授業動画の視聴などに取り組んでいます。

岩元教育長

ほかにご意見等はございますでしょうか。

(ありませんの声あり)

岩元教育長

それでは他にご意見等ないようですので教育長等の報告についてを終了するこ

といたします。

続きまして日程第４・報告第１８号・「専決処分の報告について」を議題といたします。内容の説明をお願いいたします。

森田課長

報告第１８号「専決処分の報告」について、内容のご説明を申し上げます。議案書の２頁から７頁までと併せまして議案参考資料（１）の１頁をお開き願います。

本件は、令和３年８月１７日に大阪府に発出されていた新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間が延長されたことに伴い、豊中市教育委員会新型コロナウイルス感染症対策に伴う公の施設の使用料の特例に関する規則の一部を改正する規則を制定しましたので、ご報告するものでございます。

内容としましては、豊中市教育委員会新型コロナウイルス感染症対策に伴う公の施設の使用料の特例に関する規則において定められた特例期間を、令和３年８月３１日から同年９月１２日までに延長するものでございます。

本来であれば、教育委員会会議の場でご審議いただきますところ、速やかに規則を制定する必要がございましたので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２５条第１項及び教育長に対する事務の委任等に関する規則第２条第３項の規定に基づき、代理処分したものでございます。

以上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

岩元教育長

ただいまの説明についてご質問、ご意見等ございますでしょうか。

(ありませんの声あり)

岩元教育長

それではご質問等がないようですので、報告第１８号・「専決処分の報告について」、原案のとおり承認することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

岩元教育長

ご異議がないようですので、日程第４・報告第１８号・「専決処分の報告につい

て」、原案のとおり承認することにいたします。

つづきまして、日程第6・報告第20号・「専決処分の報告について」を議題といたします。

森田課長

報告第20号「専決処分の報告」について、内容のご説明を申し上げます。議案書の11頁から16頁までと併せまして議案参考資料(1)の1頁をお開き願います。

本件は、令和3年9月9日に大阪府に発出されていた新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間が延長されたことに伴い、豊中市教育委員会新型コロナウイルス感染症対策に伴う公の施設の使用料の特例に関する規則の一部を改正する規則を制定しましたので、ご報告するものでございます。

内容としましては、豊中市教育委員会新型コロナウイルス感染症対策に伴う公の施設の使用料の特例に関する規則において定められた特例期間を、令和3年9月12日から同年9月30日までに延長するものでございます。

本来であれば、教育委員会会議の場でご審議いただきますところ、速やかに規則を制定する必要がございましたので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項及び教育長に対する事務の委任等に関する規則第2条第3項の規定に基づき、代理処分したものでございます。

以上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

岩元教育長

ただいまの説明についてご質問、ご意見等ございますでしょうか。

(ありませんの声あり)

岩元教育長

それではご質問等がないようですので、報告第20号・「専決処分の報告について」、原案のとおり承認することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)



岩元教育長

ご異議がないようですので、日程第6・報告第20号・「専決処分の報告について」、原案のとおり承認することにいたします。

以上で公開の会議は終わります。